

見本

〇〇 〇〇 様

60 歳以上／年金あり

退職後の傷病手当金請求書の手続きについて

【申請に必要な書類】

- ① 傷病手当金請求書(毎回)
- ② 療養状況等についての申告書(毎回)
 - ※ ①はご自分で記入する欄と、医療機関で証明を受けていただく欄があります。
 - ※ ②はご自分で治療の状況と雇用保険の受給状況をご記入下さい。
 - ※ ①②はあらかじめ数部コピーを取り、ご使用ください。
- ③ 雇用保険被保険者離職票ー1,2 の本通
また、雇用保険受給の延長をされる方は、
雇用保険受給延長通知の原本(ハローワークで手続きが必要です。)もお送り下さい。
傷病手当金の受給満了後は破棄します。返却をご希望の場合はお知らせください。
- ④ 銀行振込依頼書(退職後初回の請求時のみ)
- ⑤ 現在加入している医療保険の保険証コピー(退職後初回の請求時のみ)
 - ※ 名鉄健保組合の任意継続被保険者である場合は不要です。
 - ※ その後も提出をお願いする場合があります。
- ⑥ 退職日以降の年金額が分かる年金証書のコピー(退職後初回の請求時のみ)
 - ※ 老齢厚生年金を受給している場合は支給が打ち切られますが、傷病手当金の方が高額になった場合に限り、その差額が支給されます。

退職日以降の分についてご請求の場合、在職中より引き続き同一疾病(関連疾病も含む)にて「傷病による療養のための労務不能」であることの他に、雇用保険の失業給付を受給していないことが必要です。

給付開始日が令和〇年〇月〇日ですので、満了予定日は令和〇年〇月〇日です。
(法定給付期間:1 年 6 ヶ月の間)

ただし、療養状況によっては支給を打ち切る場合があります。ご承知置きください。

退職後初回の傷病手当金請求書は、①～⑥を郵送して下さい。

傷病手当金請求書は毎月 10 日に締切り、同月の 25 日に支給します。

(10 日、25 日が土・日・祝日の場合はその前日となります)

ご不明な点がございましたら、電話にてお問い合わせください。

〒456-0032

名古屋市熱田区三本松町 18-1

名鉄神宮前駅東口ビル 4 階

給付担当

TEL (052)626-5333